

# 川崎市障害者相談支援センター事業実施要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 事業の内容、実施方針等（第4条・第5条）
- 第3章 事業の利用方法等（第6条～第11条）
- 第4章 設置基準等（第12条～第20条）
- 第5章 その他（第21条～第27条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号及び第77条の2の規定に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う障害者相談支援センター事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 相談支援センター 地域相談支援センター及び基幹相談支援センターをいう。
- (2) 地域相談支援センター 法第77条第1項第3号に定める事業(以下「本事業」という。)を実施する事業所であって、次条第1項において本市から、本事業の実施委託を受けた事業所をいう。
- (3) 基幹相談支援センター 法第77条の2に基づき、法第77条第1項第3号及び第4号に掲げる事業並びに身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に規定する業務を総合的に実施する事業所であって、次条第1項において本市から、本事業の実施委託を受けた事業所をいう。

2 前項に定めるほか、この要綱における用語の定義は、法、川崎市地域自立支援協議会設置要綱及び川崎市障害者虐待防止対策事業実施要綱（以下「虐待防止対策事業実施要綱」という。）による。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、川崎市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の運営については、要領で定める事業者であって、川崎市長（以下「市長」という。）が適切に事業運営できると認める事業者（以下「実施事業者」という。）に委託するものとする。

2 前項の委託を受けようとする者は、要領で定めるところにより、あらかじめ、要領で定める事項を市長に届け出なければならない。

3 前項の届出内容に変更が生じたときは、要領で定めるところにより、変更事項を市長に届け出なければならない。

4 市は、相談支援センター間における保健・福祉・医療等に関する連携や相談支援センターの事業が円滑かつ適切に実施できるように、行政区ごとに相談支援センターの体制整備及び人材育成を行うこととし、各行政区の統括及び連携については、各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下「各区役所」という。）が担当するものとする。

## 第2章 事業の内容、実施方針等

(地域相談支援センターの事業内容)

第4条 地域相談支援センターは、障害者ケアマネジメントを含むソーシャルワーク等の技法を活用して、障害者等の地域における基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活の支援を行うため、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 障害種別及び年齢等を問わない総合相談
- (2) 支援に繋がっていない障害者等への支援
- (3) 福祉サービスの利用支援
- (4) 社会資源を活用するための支援
- (5) 社会生活力を高めるための支援
- (6) 地域の関係者・関係機関等とのネットワークづくり
- (7) 障害者支援施設及び精神科病院等からの地域移行及び地域定着のための支援
- (8) 権利擁護のために必要な支援
- (9) 災害時における障害者の避難等に関する支援
- (10) 専門機関の紹介
- (11) 地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）への参画
- (12) 区サービス調整会議及び区相談支援調整会議への参加
- (13) その他、地域の相談支援体制の整備・充実に係る業務

(基幹相談支援センターの事業内容)

第4条の2 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域相談支援センターが実施する前条第1項の各号に掲げる事業の補完及び広域調整等を行うほか、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 総合的・専門的な相談支援

- ア 総合的・専門的な相談支援
  - イ 広域調整が必要な利用者への対応
  - ウ 特に支援が困難な利用者への対応
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
- ア 地域の相談支援従事者等に対する訪問等による助言・後方支援
  - イ 地域の相談支援従事者等の人材育成の支援
  - ウ 地域の相談支援機関等に対する運営支援
  - エ 地域の相談機関や住民等との連携強化の取組
  - オ 市協議会の健康福祉局との共同運営及び区協議会の各区役所との共同運営
  - カ 協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化の促進
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組
- ア 障害者支援施設及び精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
  - イ 障害者支援施設及び精神科病院等に入所・入院している障害者等に対する意思決定支援の取組の推進
  - ウ 障害者等の地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート
- (4) 権利擁護・虐待の防止
- ア 虐待防止対策事業実施要綱に基づくコアメンバー会議への参加
  - イ 障害者虐待を防止するための取組
  - ウ 成年後見制度の利用支援
  - エ 日常生活自立支援事業の利用支援
  - オ 消費者トラブルを防止するための取組
  - カ 障害者差別の解消に関する取組

(実施方針)

第5条 相談支援センターは、次の各号に掲げる方針に基づいて本事業を実施しなければならない。

- (1) 利用者の意思決定の支援に配慮し、常に利用者の立場に立って行うこと。
- (2) 利用者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うこと。
- (3) 利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援又は教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うこと。
- (4) 利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うこと。
- (5) 市及び障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めること。
- (6) 前各号の他、関係法令等を遵守すること。

### 第3章 事業の利用方法等

#### (利用対象者)

第6条 本事業の利用対象者は、相談支援の利用が必要な障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者等の他、地域の関係機関等を含む。

#### (相談受付)

第7条 相談支援センターは、初めて相談を受け付けた利用者について、相談受付票を作成するものとする。

#### (利用者名簿の作成)

第8条 第6条に規定する利用対象者で、地域で生活する上での各般の問題につき、相談支援センターから訪問又は面接等の方法により継続的に必要な情報の提供若しくは助言等の支援を希望するものは、相談支援センターに個人情報の取扱いに関する同意書を提出するものとする。

2 相談支援センターは、前項による同意書の提出を受けた者について、利用者名簿を作成しなければならない。

#### (計画相談支援の実施制限)

第9条 本事業の実施に支障を来たさないため、相談支援センターは原則として次の各号に掲げる場合を除き、計画相談支援を実施しないものとする。

- (1) 地域相談支援センターが自立生活援助、地域移行支援又は地域定着支援と一体的に計画相談支援を実施する場合
- (2) 基幹相談支援センターが地域移行支援と一体的に計画相談支援を実施する場合
- (3) 通過型の障害者支援施設を利用する者に対する計画相談支援を実施する場合
- (4) その他、計画相談支援の実施にあたって高度な知識又は専門性等を必要とし、相談支援センターでなければ対応が困難な場合

#### (利用者名簿からの抹消)

第10条 相談支援センターは、第8条第2項に基づき利用者名簿を作成した者が次の各号に該当する場合、速やかに利用者本人又は代理人に連絡するとともに、利用者名簿から抹消する。

- (1) 死亡又は市外へ転居した場合
- (2) 利用者から第8条第1項に規定する支援の利用を中止する旨の申し出があった場合
- (3) 第8条第1項に規定する支援の必要性がないと判断された場合
- (4) その他、利用者名簿から抹消することが適当と認められる場合

#### (利用料)

第11条 本事業の利用料は、無料とする。ただし、利用者が本事業を利用するにあたり、本事業に従事する者が市外の関係機関等へ赴く場合に要する交通費は、利用者の負担とすることができる。

## 第4章 設置基準等

### (相談支援センターの名称)

第12条 地域相談支援センターの名称は、「地域相談支援センター」という文言を含まなければならない。

2 基幹相談支援センターの名称は、別表に掲げる名称とする。

### (事業の実施地域)

第13条 相談支援センターの事業の実施地域は、次の各号に掲げる地域とする。

(1) 地域相談支援センター 原則として要領で定める地域とする。ただし、実施地域以外の障害者等から相談があった場合も適切に対応しなければならないものとする。

(2) 基幹相談支援センター 原則として別表に掲げる地域とする。ただし、実施地域以外の障害者等から相談があった場合も適切に対応しなければならないものとする。

### (設置場所)

第14条 相談支援センターは、実施事業者の本部並びに実施事業者が運営する他の障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等とは別の場所に設置するなど、独立性、公平性及び利便性の確保を図るものとする。

### (設備及び備品等)

第15条 相談支援センターは、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、本事業の実施にあたって必要な設備及び備品等を備えなければならない。

### (開所時間)

第16条 相談支援センターは、1日8時間以上かつ週5日以上開所するものとする。ただし、当該週に国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）等がある場合は除く。

### (地域相談支援センターの職員配置)

第17条 地域相談支援センターは、要領で定めるところにより、常勤専従の相談員（以下「相談員」という。）2人及び常勤専従の事務職員等（以下「事務職員」という。）を1人配置するものとする。

2 地域相談支援センターの相談員及び事務職員は、当該地域相談支援センターにおける指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援及び指定計画相談支援以外の職務を兼務することができないものとする。ただし、事務職員については、当該地域相談支援センターの業務に週15時間以上従事する場合であって、当該地域相談支援センターの業務に支障がないときは、当該地域相談支援センターとは別の指定自立生活援助事業所、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所又は指定居宅介護支援事業所の職務を兼務することができるものとする。

3 地域相談支援センターの相談員及び事務職員が当該地域相談支援センターにおける指定自立生活援助又は指定地域定着支援を実施する場合は、原則として要領第5条に規定する実施地域内に居住する利用者を対象とするものとする。

(基幹相談支援センターの職員配置)

第17条の2 川崎市南部基幹相談支援センター及び川崎市北部基幹相談支援センターは、要領で定めるところにより、相談員5人を配置するものとする。

2 川崎市中部基幹相談支援センターは、要領で定めるところにより、相談員を8人配置するものとする。

3 基幹相談支援センターの相談員は、当該基幹相談支援センターにおける指定地域移行支援及び指定計画相談支援以外の職務を兼務することができないものとする。

(従事職員証明書)

第17条の3 市は、相談支援センターの職員に従事職員証明書(別記様式)を交付するとともに、実施事業者は、職員が異動や退職等により相談支援センター事業に従事しなくなったときは、速やかにこれを市に返却しなければならない。

(服務心得)

第18条 本事業に従事する者は、次の各号に留意しサービスを遂行しなければならない。

(1) 業務上知り得た利用者の身上及び家庭の情報等については、業務以外に用いない他、個人情報管理については個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準その他の関連規定を遵守し、慎重に取り扱うこと。

(2) 地域生活の支援について、関係機関等との連絡調整を行い、必要に応じて個別支援会議又はサービス担当者会議等を開催すること。

(3) 本事業に従事する者は、資質の向上のため、本事業の実施に関連する研修等に積極的に参加するなど自己研鑽に務めること。

(4) 本事業に従事する者は、常に従事職員証明書を携帯し、必要に応じて利用者に呈示しなければならない。

(苦情解決)

第19条 相談支援センターは、本事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決体制を整備しなければならない。

(虐待の防止)

第20条 相談支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。

## 第5章 その他

(委託料)

第21条 相談支援センターが実施する本事業の委託料については市が別に定める。

(記録の保管)

第22条 本事業の実施にあたり相談記録等を整備し、5年間保存しなければならない。

(会計帳簿の整備)

第23条 相談支援センターは、本事業に関する独立した会計帳簿を整備しなければならない。

2 市が必要があると認め、前項に規定する会計帳簿の提出を求めた場合は、速やかにこれを提出しなければならない。

(事業計画書の提出)

第24条 相談支援センターは、年度ごとに事業計画書を市長に提出するものとする。

(報告)

第25条 相談支援センターは、各月ごとの事業の実施状況を翌月10日までに市長に報告するものとする。

2 相談支援センターは、年度の事業の実施状況を、翌年度の4月10日までに市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第26条 相談支援センター若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第27条 この要綱に定めることのほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 川崎市障害者生活支援センター事業（障害者相談支援事業）実施要綱は、廃止する。

(経過措置)

3 施行日の前日において陽光ホームで実施していた障害者生活支援センターについては、施行日から平成26年3月31日までの間、地域相談支援センターとみなす。ただし、第14条第1項の規定は適用しないものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(計画相談支援等に関する経過措置)

- 2 施行日から令和6年3月31日までの間は、地域相談支援センター及び基幹相談支援センターが令和2年3月31日時点で計画相談支援又は障害児相談支援の利用契約を締結している利用者について、第9条の規定にかかわらず、引き続き計画相談支援又は障害児相談支援を実施できるものとする。

(地域相談支援センターの職員配置に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間は、地域相談支援センターの相談員及び事務職員は、第17条第2項の規定にかかわらず、当該地域相談支援センターにおける指定障害児相談支援の職務を兼務することができるものとする。

(基幹相談支援センターの職員配置に関する経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間は、基幹相談支援センターの相談員は、第17条の2第3項の規定にかかわらず、当該基幹相談支援センターにおける指定地域定着支援及び指定障害児相談支援の職務を兼務することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



別表（第12条・第13条関係）

区	名称
川崎区	川崎市南部基幹相談支援センター
幸区	
中原区	川崎市中部基幹相談支援センター
高津区	
宮前区	
多摩区	川崎市北部基幹相談支援センター
麻生区	

(別記様式)

従事職員証明書

No. \_\_\_\_\_

次の者は、本市の障害者相談支援センター  
従事職員であることを証明する。

写真

氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年 月 日 発行

川崎市 健康福祉局長

所属

所在地

電話

- 1 この証明書は、障害者相談支援センター業務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証明書は、利用者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
- 3 この証明書は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 4 退職等により障害者相談支援センター業務に従事しなくなったときは、速やかに返還しなければならない。
- 5 この証明書を亡失損傷した場合又は表面記載事項に変更のあった場合は、速やかに届け出て再交付を受けなければならない。